

社会福祉法人高知市社会福祉協議会南部障害者福祉センター
高知市特定相談支援事業所「しゃきょう」指定特定相談支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人高知市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置する特定相談支援事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定特定相談支援事業（以下「特定相談支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、特定相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な特定相談支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して特定相談支援を行うものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 特定相談支援の実施に当たっては、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 市町村、障害福祉サービス事業を行う者等と連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。
- 5 事業者は、自らその提供する特定相談支援の評価を行い、常に改善を図るものとする。
- 6 特定相談支援の提供に当たっては、前5項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人高知市社会福祉協議会南部障害者福祉センター高知市特定相談支援事業所「しゃきょう」
- (2) 所在地 高知県高知市百石町3丁目1番30号（南部健康福祉センター）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）
職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている特定相談支援の実施に関し、職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 相談支援専門員 1名以上（うち1名以上は常勤・兼務）

相談支援専門員は、利用者等からの日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画の作成に関する業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。なお、営業日以外の日または営業時間外においても、サービス提供を行う場合がある。

(特定相談支援の対象者)

第6条 事業所において、事業を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 難病患者等

(特定相談支援の提供方法及び内容)

第7条 特定相談支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) サービスの提供方法等についての説明
- (2) アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施
- (3) サービス等利用計画案の作成
- (4) サービス担当者会義の開催
- (5) サービス等利用計画の作成及び交付
- (6) モニタリング（サービス等利用計画の実施状況の把握）の実施
- (7) その他必要な支援、相談、助言

(利用者等から受領する費用の額等)

第8条 法定代理受領を行わない特定相談支援を提供した際は、特定相談支援給付費の額の支払いを利用者等から受けるものとする。

- 2 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。
- 3 第1項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者等に対し交付しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高知市の区域とする。

(利用者等負担額等に係る管理)

第 10 条 法定代理により市町村から特定相談支援に係る計画相談支援給付費等の支給を受けた場合は、利用者等に対し、給付費の額を通知するものとする。

2 前条第 1 項の法定代理受領を行わない費用の支払いを受けた場合は、提供した特定相談支援の内容、費用の額その他必要とみとめられる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に対して交付するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 職員は、特定相談支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医(以下「協力医療機関等」という。)に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、協力医療機関等への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、利用者に対する特定相談支援の提供により事故が発生した場合は、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、利用者に対する特定相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 12 条 事業者は、提供した特定相談支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業者は、提供した特定相談支援に関し、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市町村からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又は斡旋に協力する。

4 事業者は、社会福祉法人高知市社会福祉協議会福祉サービス向上実施要領(平成 14 年 4 月 1 日施行)に基づき苦情解決に対応する。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

- (2) 成年後見制度の利用を支援し、苦情解決体制を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を設置する。

2 事業者は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し特定相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第15条 事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第16条 事業者は、職員の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 必要に応じ随時

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、

職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- 4 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 5 事業者は、利用者に対する特定相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該特定相談支援を提供した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 6 事業者は、適切な特定相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定相談支援の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人高知市社会福祉協議会会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。